



## 確定申告で戻ってくる税金があることを知っていますか？

一般的に会社員の給与は毎月源泉徴収されています。税金は本来から言えば、その年の1月1日から12月31日の所得に対して確定申告によって確定するものです。

前もって源泉徴収された税金は確定申告によって、納めすぎた税金を戻してもらうことが出来ます。

### 確定申告をした方がいい人



○医療費が10万円を超えた場合（家族単位の合計）

＊(医療費－保険等で補填される金額)－10万円（最高200万円） または

＊所得金額が200万円未満の人は、支払った医療費が所得の5%以上

(医療費－保険等で補填される金額)－(合計所得金額×5%)

※いずれか少ないほうの金額

※医療費の領収証や薬のレシートなどはすべて保存しておきましょう。

○住宅ローンを組んだ場合（申告が必要なのは最初の1年間のみ）

返済期間10年以上の住宅ローンを借り入れて住宅を新築または増改築をした場合は  
住み始めた年から原則として、10年間「住宅借入金等特別控除」を受けられます。

※住宅ローン残高の1%が所得控除されます。

○年度の途中で会社を退職し、年末調整を受けていない人

○退職所得があり「退職所得の受給に関する申告書」を提出していない人

○所得税の猶予を受けている人

地震などの自然災害にあい、災害減税法で所得税の軽減又は免除を受けている人

○寄付金控除

◆国・社会福祉法人・特定の政治献金・公益社団法人及びに対する寄付金など

◆ふるさと納税⇒寄付した金額から自己負担の2,000円を除いた金額を所得税と住民税から控除できます。



申告用書類は1月から税務署で受け取れます。また税務署のホームページからも受け取れます。

申告はe-Taxで申告したり、郵便又は信書便で住所地の税務署に送付することもできます。

住所地の事務所の受付に提出するときは、コロナのため予約が必要になるようなので税務署で確認しておきましょう。

LPAは組合員の「暮らしの安心・安全を守るお手伝いをしています

【お問い合わせ】 エフコープ 組合員活動部 LPA活動事務局

TEL: 092-947-9003 FAX: 092-947-9192